



平成 30 年 9 月 20 日
 政策統括官付参事官付社会統計室
 室 長 小西 香奈江
 専 門 官 十川 恵子
 (担 当・内 線) 社会福祉施設統計係 (7552)
 (電 話 代 表) 03 (5253) 1111
 (直 通 電 話) 03 (3595) 2918

平成 29 年

社会福祉施設等調査の概況

目 次

調査の概要	1
結果の概要	
【基本票編】	
1 施設の状況	
(1) 施設数・定員	3
(2) 経営主体別施設数	4
2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況	
(1) 事業所数	5
(2) 経営主体別事業所数	6
【詳細票編】	
1 施設の状況	
(1) 在所者数・在所率	7
(2) 職種別常勤換算従事者数	8
2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況	
(1) 利用実人員階級別事業所の状況	9
(2) 利用状況	10
(3) 職種別常勤換算従事者数	12
総括表	13
参考表	14
用語の定義	16

平成 29 年社会福祉施設等調査の結果は厚生労働省ホームページにも掲載しています。
 アドレス (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/23-22.html>)

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、次ページに掲げる施設・事業所の全数を把握した。

(2) 詳細票

施設票：次ページに掲げる社会福祉施設等を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

事業所票：障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、その全数（休止中を含む。）を客体とした。

	基本票		詳細票		回収率 (%) ⁵⁾
	施設・事業所数 ¹⁾	集計施設・事業所数 ²⁾	回収施設・事業所数 ³⁾	集計施設・事業所数 ⁴⁾	
施設票					
生活保護法による保護施設	292	291	229	228	98.3
老人福祉法による老人福祉施設 ⁶⁾	5 331	5 293	5 112	5 086	95.9
障害者総合支援法による障害者支援施設等	5 763	5 734	5 180	5 155	89.9
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	318	314	310	307	97.5
売春防止法による婦人保護施設	47	46	47	46	100.0
児童福祉法による児童福祉施設等	40 668	40 137	35 382	35 206	93.8
（再掲）保育所等 ⁷⁾	27 301	27 137	25 732	25 660	94.3
母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子・父子福祉施設	58	56	56	55	96.6
その他の社会福祉施設等	21 156	21 016	13 053	12 971	85.8
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	13 614	13 525	11 576	11 522	85.0
事業所票					
障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所	68 830	67 741	56 656	55 995	82.3

注：施設の種類別内訳は14ページ参考表第1表を参照。

1) 施設・事業所数は、活動中又は休止中の施設・事業所数である。

2) 集計施設・事業所数は、活動中の施設・事業所数である。

3) 回収施設・事業所数は、詳細票の回収があった施設・事業所数である。

4) 詳細票の集計施設・事業所数は、詳細票を回収した施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。

5) 回収率(%)＝「回収施設・事業所数 3)」÷「施設・事業所数 1)」×100により算出している。ただし、詳細票の調査を実施していない次の施設を除いている。

① 保護施設のうち医療保護施設(59施設)

② 児童福祉施設等のうち助産施設(463施設)及び児童遊園(2,486施設)

③ その他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設(589施設)及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）(5,356施設)

6) 老人福祉施設には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム及び老人介護支援センターを含まない。

7) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

3 調査の時期

平成29年10月1日

4 調査事項

(1) 基本票

施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等

事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

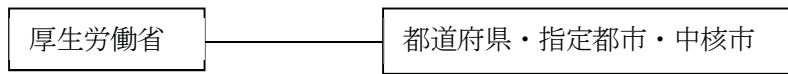
施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等

事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

5 調査方法及び系統

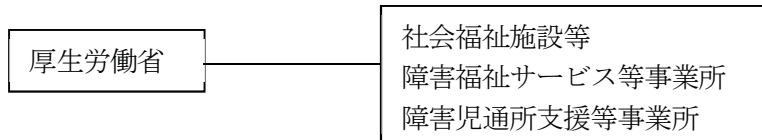
(1) 基本票

行政情報から把握可能な項目について、都道府県、指定都市、中核市に対し、オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



(2) 詳細票

基本票以外の項目について、厚生労働省から施設・事業所に対し、郵送及び一部オンラインによる調査票の配布・回収により調査を実施した。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0, 0.0
減少数（率）の場合	△

(2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

【 調査対象施設・事業所一覧 】

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	児童福祉法による児童福祉施設等 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 幼保連携型認定こども園 保育所型認定こども園 保育所 小規模保育事業所A型 小規模保育事業所B型 小規模保育事業所C型 児童養護施設 障害児入所施設(福祉型) 障害児入所施設(医療型) 児童発達支援センター(福祉型) 児童発達支援センター(医療型) 児童心理治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園	その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外) 有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム(ケアハウス) 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型)	母子及び父子並びに寡婦福祉法による 母子・父子福祉施設 母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	障害者総合支援法による 障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 重度障害者等包括支援事業所 計画相談支援事業所 地域相談支援(地域移行支援)事業所 地域相談支援(地域定着支援)事業所 短期入所事業所 共同生活援助事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 宿泊型自立訓練事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所	
障害者総合支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム			
身体障害者福祉法による 身体障害者社会参加支援施設 身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設			
売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設			

結 果 の 概 要

【 基本票編 】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所のうち、平成29年10月1日現在で活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 施設数・定員

施設の種類の別に施設数をみると、「保育所等」は27,137施設で前年に比べ872施設、3.3%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は13,525施設で前年に比べ955施設、7.6%増加している。

施設の種類の別に定員をみると、「保育所等」は2,645,050人で前年に比べ87,917人、3.4%増加している。また、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」は518,507人で前年に比べ35,715人、7.4%増加している。（表1、総括表）

表1 施設の種類の別にみた施設数・定員（基本票）

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	各年10月1日現在	
					対 前 年 増減数	増減率 (%)
施 設 数						
総 数	61 307	66 213	70 101	72 887	2 786	4.0
保護施設	291	292	293	291	△ 2	△ 0.7
老人福祉施設	5 334	5 327	5 291	5 293	2	0.0
障害者支援施設等	5 951	5 874	5 778	5 734	△ 44	△ 0.8
身体障害者社会参加支援施設	322	322	309	314	5	1.6
婦人保護施設	47	47	47	46	△ 1	△ 2.1
児童福祉施設等	34 462	37 139	38 808	40 137	1 329	3.4
（再掲）保育所等 ²⁾	24 509	25 580	26 265	27 137	872	3.3
母子・父子福祉施設	59	58	56	56	0	0.0
その他の社会福祉施設等	14 841	17 154	19 519	21 016	1 497	7.7
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	9 632	10 651	12 570	13 525	955	7.6
定 員 (人) ¹⁾						
総 数	3 317 478	3 551 311	3 719 236	3 875 461	156 225	4.2
保護施設	19 250	19 558	19 616	19 495	△ 121	△ 0.6
老人福祉施設	157 922	158 025	157 895	158 558	663	0.4
障害者支援施設等 ³⁾	197 867	195 298	192 762	191 636	△ 1 126	△ 0.6
身体障害者社会参加支援施設	360	360	360	360	0	0.0
婦人保護施設	1 270	1 270	1 270	1 220	△ 50	△ 3.9
児童福祉施設等 ⁴⁾	2 434 381	2 599 480	2 692 975	2 796 574	103 599	3.8
（再掲）保育所等 ²⁾	2 339 029	2 481 970	2 557 133	2 645 050	87 917	3.4
母子・父子福祉施設
その他の社会福祉施設等	506 428	577 320	654 358	707 618	53 260	8.1
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	391 144	424 828	482 792	518 507	35 715	7.4

注：詳細は13ページ 総括表参照。

- 1) 定員は、定員について調査を実施した施設のみ、集計している。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 3) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。
- 4) 総数、児童福祉施設等の定員には母子生活支援施設を含まない。

(2) 経営主体別施設数

施設の種類の別に経営主体別施設数の構成割合をみると、その他の社会福祉施設等を除く各種類で「社会福祉法人」の割合が最も多くなっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）では、「営利法人（会社）」が82.6%と最も多くなっている。（表2）

表2 施設の種類の別にみた経営主体別施設数及び構成割合（基本票）

平成29年10月1日現在											
	総数	公 営				私 営					
		国・独立 行政法人	都道府県	市区町村	一部事務 組合・広 域連合	社会福祉 法人	医療法人	公益法 人・日赤	営利法人 （会社）	その他の 法人	その他
施設数											
総数	72 887	81	227	16 062	139	27 801	2 213	747	18 635	5 973	1 009
保護施設	291	-	1	15	6	269	-	-	-	-	-
老人福祉施設	5 293	-	-	786	74	4 054	52	65	120	74	68
障害者支援施設等	5 734	9	22	108	17	3 730	200	48	55	1 510	35
身体障害者社会参加支援施設	314	-	8	30	-	206	-	37	2	26	5
婦人保護施設	46	-	22	-	-	24	-	-	-	-	-
児童福祉施設等	40 137	72	170	14 026	41	18 025	88	439	3 381	3 096	799
（再掲）保育所等 ¹⁾	27 137	2	-	8 711	3	14 493	15	56	1 686	2 049	122
母子・父子福祉施設	56	-	4	4	-	28	-	6	-	14	-
その他の社会福祉施設等	21 016	-	-	1 093	1	1 465	1 873	152	15 077	1 253	102
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	13 525	-	-	1	-	730	1 033	13	11 165	551	32
構成割合（%）											
総数	100.0	0.1	0.3	22.0	0.2	38.1	3.0	1.0	25.6	8.2	1.4
保護施設	100.0	-	0.3	5.2	2.1	92.4	-	-	-	-	-
老人福祉施設	100.0	-	-	14.8	1.4	76.6	1.0	1.2	2.3	1.4	1.3
障害者支援施設等	100.0	0.2	0.4	1.9	0.3	65.1	3.5	0.8	1.0	26.3	0.6
身体障害者社会参加支援施設	100.0	-	2.5	9.6	-	65.6	-	11.8	0.6	8.3	1.6
婦人保護施設	100.0	-	47.8	-	-	52.2	-	-	-	-	-
児童福祉施設等	100.0	0.2	0.4	34.9	0.1	44.9	0.2	1.1	8.4	7.7	2.0
（再掲）保育所等 ¹⁾	100.0	0.0	-	32.1	0.0	53.4	0.1	0.2	6.2	7.6	0.4
母子・父子福祉施設	100.0	-	7.1	7.1	-	50.0	-	10.7	-	25.0	-
その他の社会福祉施設等	100.0	-	-	5.2	0.0	7.0	8.9	0.7	71.7	6.0	0.5
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	100.0	-	-	0.0	-	5.4	7.6	0.1	82.6	4.1	0.2

注：1) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 事業所数

事業の種類別に事業所数をみると、「居宅介護事業」が23,074事業所で最も多く、前年に比べ131事業所、0.6%増加している。次いで多いのは、「重度訪問介護事業」で20,952事業所となっており、前年に比べ98事業所、0.5%減少している。

また、対前年増減率をみると、「放課後等デイサービス事業」が20.4%で最も増加率が高く、次いで、「児童発達支援事業」の20.0%となっている。(表3)

表3 事業の種類別にみた事業所数(基本票)

	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	各年10月1日現在 対 前 年	
					増減数	増減率(%)
居宅介護事業	21 667	22 429	22 943	23 074	131	0.6
重度訪問介護事業	20 117	20 786	21 050	20 952	△ 98	△ 0.5
同行援護事業	9 707	9 854	10 263	10 356	93	0.9
行動援護事業	2 336	2 425	2 472	2 495	23	0.9
療養介護事業	229	220	221	222	1	0.5
生活介護事業	6 084	6 496	6 933	7 275	342	4.9
重度障害者等包括支援事業	34	34	38	29	△ 9	△ 23.7
計画相談支援事業	6 225	8 053	8 736	9 241	505	5.8
地域相談支援(地域移行支援)事業	2 955	3 136	3 249	3 301	52	1.6
地域相談支援(地域定着支援)事業	2 834	2 995	3 120	3 166	46	1.5
短期入所事業	4 556	4 833	5 099	5 333	234	4.6
共同生活援助事業	6 432	6 762	7 219	7 590	371	5.1
自立訓練(機能訓練)事業	436	432	428	428	0	0.0
自立訓練(生活訓練)事業	1 334	1 361	1 353	1 374	21	1.6
宿泊型自立訓練事業	228	230	232	225	△ 7	△ 3.0
就労移行支援事業	2 858	3 146	3 323	3 471	148	4.5
就労継続支援(A型)事業	2 382	3 018	3 455	3 776	321	9.3
就労継続支援(B型)事業	8 722	9 431	10 214	11 041	827	8.1
児童発達支援事業	3 258	3 942	4 984	5 981	997	20.0
放課後等デイサービス事業	5 267	6 971	9 385	11 301	1 916	20.4
保育所等訪問支援事業	550	714	858	969	111	12.9
障害児相談支援事業	4 048	5 128	5 755	6 134	379	6.6

注: 複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

(2) 経営主体別事業所数

事業の種類別に経営主体別事業所数の構成割合をみると、短期入所事業では「社会福祉法人」が74.8%と最も多く、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業では、「営利法人（会社）」が最も多くなっており、それぞれ68.1%、69.2%、70.4%となっている（表4）。

表4 事業の種類別にみた経営主体別事業所数及び構成割合（基本票）

平成29年10月1日現在

	総数	国・独立 行政法人	地 方 公 共 団 体	社 会 福 祉 協 議 会	社 会 福 祉 法 人 ¹⁾	医 療 公 法 人	益 協 組 合	同 営 法 人 (会 社)	利 特 人 定 営 利 法 人	非 活 動 法 人	そ の 他
事業所数											
居宅介護事業	23 074	-	37	1 502	2 377	623	67	354	15 705	1 970	439
重度訪問介護事業	20 952	-	26	1 309	2 056	543	64	327	14 506	1 727	394
同行援護事業	10 356	-	12	731	881	143	29	160	7 292	920	188
行動援護事業	2 495	-	8	217	585	31	9	21	1 089	483	52
療養介護事業	222	99	11	-	99	3	-	1	-	-	9
生活介護事業	7 275	31	201	348	4 155	80	14	12	970	1 324	140
重度障害者等包括支援事業	29	-	1	1	9	-	-	-	13	5	-
計画相談支援事業	9 241	14	308	556	3 961	400	53	21	1 960	1 641	327
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 301	2	40	190	1 763	255	31	5	398	520	97
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 166	2	36	181	1 686	240	26	5	400	500	90
短期入所事業	5 333	76	181	36	3 989	219	18	16	355	362	81
共同生活援助事業	7 590	2	29	38	4 118	599	62	1	756	1 748	237
自立訓練(機能訓練)事業	428	-	22	50	122	15	-	5	165	42	7
自立訓練(生活訓練)事業	1 374	-	27	57	492	135	7	3	269	298	86
宿泊型自立訓練事業	225	-	4	1	90	102	7	1	4	5	11
就労移行支援事業	3 471	1	38	31	1 355	93	18	1	1 060	653	221
就労継続支援(A型)事業	3 776	-	1	6	572	14	3	-	2 223	594	363
就労継続支援(B型)事業	11 041	1	118	301	4 661	215	40	2	1 722	3 430	551
児童発達支援事業	5 981	31	434	76	1 054	77	19	8	2 914	975	393
放課後等デイサービス事業	11 301	28	146	84	1 666	104	21	13	6 282	2 140	817
保育所等訪問支援事業	969	-	193	16	394	15	2	2	143	156	48
障害児相談支援事業	6 134	9	290	395	2 566	170	14	13	1 405	1 040	232
構成割合(%)											
居宅介護事業	100.0	-	0.2	6.5	10.3	2.7	0.3	1.5	68.1	8.5	1.9
重度訪問介護事業	100.0	-	0.1	6.2	9.8	2.6	0.3	1.6	69.2	8.2	1.9
同行援護事業	100.0	-	0.1	7.1	8.5	1.4	0.3	1.5	70.4	8.9	1.8
行動援護事業	100.0	-	0.3	8.7	23.4	1.2	0.4	0.8	43.6	19.4	2.1
療養介護事業	100.0	44.6	5.0	-	44.6	1.4	-	0.5	-	-	4.1
生活介護事業	100.0	0.4	2.8	4.8	57.1	1.1	0.2	0.2	13.3	18.2	1.9
重度障害者等包括支援事業	100.0	-	3.4	3.4	31.0	-	-	-	44.8	17.2	-
計画相談支援事業	100.0	0.2	3.3	6.0	42.9	4.3	0.6	0.2	21.2	17.8	3.5
地域相談支援(地域移行支援)事業	100.0	0.1	1.2	5.8	53.4	7.7	0.9	0.2	12.1	15.8	2.9
地域相談支援(地域定着支援)事業	100.0	0.1	1.1	5.7	53.3	7.6	0.8	0.2	12.6	15.8	2.8
短期入所事業	100.0	1.4	3.4	0.7	74.8	4.1	0.3	0.3	6.7	6.8	1.5
共同生活援助事業	100.0	0.0	0.4	0.5	54.3	7.9	0.8	0.0	10.0	23.0	3.1
自立訓練(機能訓練)事業	100.0	-	5.1	11.7	28.5	3.5	-	1.2	38.6	9.8	1.6
自立訓練(生活訓練)事業	100.0	-	2.0	4.1	35.8	9.8	0.5	0.2	19.6	21.7	6.3
宿泊型自立訓練事業	100.0	-	1.8	0.4	40.0	45.3	3.1	0.4	1.8	2.2	4.9
就労移行支援事業	100.0	0.0	1.1	0.9	39.0	2.7	0.5	0.0	30.5	18.8	6.4
就労継続支援(A型)事業	100.0	-	0.0	0.2	15.1	0.4	0.1	-	58.9	15.7	9.6
就労継続支援(B型)事業	100.0	0.0	1.1	2.7	42.2	1.9	0.4	0.0	15.6	31.1	5.0
児童発達支援事業	100.0	0.5	7.3	1.3	17.6	1.3	0.3	0.1	48.7	16.3	6.6
放課後等デイサービス事業	100.0	0.2	1.3	0.7	14.7	0.9	0.2	0.1	55.6	18.9	7.2
保育所等訪問支援事業	100.0	-	19.9	1.7	40.7	1.5	0.2	0.2	14.8	16.1	5.0
障害児相談支援事業	100.0	0.1	4.7	6.4	41.8	2.8	0.2	0.2	22.9	17.0	3.8

注： 複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。
 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
 1) 社会福祉法人には社会福祉協議会を含まない。

【詳細票編】

この結果は、基本票で把握した施設・事業所について、平成29年10月1日現在の状況を詳細票により調査し、回収された施設・事業所のうち活動中の施設・事業所について集計したものである。

1 施設の状況

(1) 在所有者数・在所率

在所者の総数は3,212,953人となっており、在所率は93.9%である。これを施設の種類別にみると、「保育所等」が95.8%、「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」が84.4%となっている。

(表5、総括表、参考表第2表)

表5 施設の種類の別みた施設数・定員・在所者数・在所率（詳細票）

平成29年10月1日現在				
	施設数	定員(人) ¹⁾	在所者数(人) ¹⁾	在所率(%) ²⁾
総数	59 054	3 451 240	3 212 953	93.9
保護施設	228	19 175	18 752	97.8
老人福祉施設	5 086	152 819	140 173	91.8
障害者支援施設等	5 155	176 183	145 639	94.3
身体障害者社会参加支援施設	307	360
婦人保護施設	46	1 220	358	35.7
児童福祉施設等	35 206	2 640 266	2 520 165	95.6
（再掲）保育所等 ³⁾	25 660	2 505 390	2 397 504	95.8
母子・父子福祉施設	55
その他の社会福祉施設等	12 971	461 217	387 866	84.4
（再掲）有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）	11 522	447 920	377 134	84.4

注：1) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設のみ計上している。

なお、障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみであり、在所者数は入所者数と通所者数の合計である。また、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には母子生活支援施設を含まない。
詳細は13ページ 総括表参照。

2) 在所率(%) = 在所者数 ÷ 定員 × 100により算出している。ただし、在所者数不詳の施設及び在所者数について調査を行っていない次の施設を除いて計算している。

① 障害者支援施設等のうち地域活動支援センター

② 身体障害者社会参加支援施設のうち障害者更生センター

③ その他の社会福祉施設等のうち盲人ホーム

詳細は15ページ参考表 第2表 施設の種類の別在所率（詳細票）参照。

3) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。

(2) 職種別常勤換算従事者数

常勤換算従事者の総数は1,007,414人となっている。これを施設の種別、職種別にみると、保育所等の「保育士」は363,003人、「保育教諭」は65,812人（うち保育士資格保有者は59,217人）となっている。また、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）の「介護職員」は101,017人、障害者支援施設等の「生活指導・支援員等」は57,597人となっている。（表6）

表6 施設の種別別にみた職種別常勤換算従事者数(詳細票)

(単位:人) 平成29年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設	身体障害者社会参加支援施設	婦人保護施設	1) 児童福祉施設等(保育所等を除く)	2) 保育所等	母子・父子福祉施設	1) その他の社会福祉施設等(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)を除く)	有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)
総数	1 007 414	6 293	44 719	101 443	2 796	370	105 263	577 577	206	3 741	165 006
施設長・園長・管理者	48 910	211	3 331	3 688	216	28	6 992	25 226	24	1 036	8 159
サービス管理責任者	3 828	3 828
生活指導・支援員等 3)	84 463	753	4 613	57 597	270	143	13 828	...	3	742	6 514
職業・作業指導員	4 107	75	133	2 720	111	11	454	...	4	274	325
セラピスト	6 216	7	132	929	74	7	3 526	...	-	4	1 537
理学療法士	2 047	2	35	465	25	-	961	...	-	2	557
作業療法士	1 409	3	21	304	23	-	772	...	-	-	285
その他の療養員	2 760	1	76	160	26	7	1 792	...	-	2	696
心理・職能判定員	67	67
医師	3 169	28	135	302	6	5	1 346	1 265	-	4	78
歯科医師	1 233	81	1 153
保健師・助産師・看護師	44 029	417	2 834	4 870	78	23	10 477	9 488	-	35	15 807
精神保健福祉士	1 145	97	25	879	2	-	0	142
保育士	379 839	16 830	363 003	6
保育教諭 4)	65 812	65 812
うち保育士資格保有者	59 217	59 217
保育従事者 5)	16 607	16 607
家庭的保育者 5)	320	320
家庭的保育補助者 5)	110	110
児童生活支援員	609	609	...	-
児童厚生員	10 843	10 843	...	-
母子支援員	674	674	...	-
介護職員	134 258	3 264	17 805	12 019	96	2	54	101 017
栄養士	25 449	198	2 065	2 301	6	17	2 242	17 120	-	2	1 499
調理員	74 997	548	4 811	4 735	16	52	5 745	47 219	7	177	11 687
事務員	36 935	448	4 815	4 911	587	38	4 303	13 271	74	845	7 643
児童発達支援管理責任者	989	989	...	-
その他の教諭 6)	3 139	3 139
その他の職員 7)	59 668	247	4 020	2 597	1 336	43	9 290	30 883	87	568	10 599

注：従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
 従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

- 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設等(保育所等を除く)には助産施設及び児童遊園、その他の社会福祉施設等(有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)を除く)には無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)をそれぞれ含まない。
- 2) 保育所等は、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び保育所である。
- 3) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活相談員、生活支援員、児童指導員及び児童自立支援専門員を含むが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
- 4) 保育教諭には主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む。また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則にある保育教諭等の資格の特例のため、保育士資格を有さない者を含む。
- 5) 保育従事者、家庭的保育者及び家庭的保育補助者は小規模保育事業所の従事者である。なお、保育士資格を有さない者を含む。
- 6) その他の教諭は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条に基づき採用されている、園長及び保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭及び講師を含む)以外の教諭である。
- 7) その他の職員には、幼保連携型認定こども園の教育・保育補助員及び養護職員(看護師等を除く)を含む。

2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

(1) 利用実人員階級別事業所の状況

9月中に利用者がいた障害福祉サービス等事業所数・障害児通所支援等事業所数を利用実人員階級別にみると、居宅介護事業、重度訪問介護事業、同行援護事業、行動援護事業などで「1～4人」が最も多くなっている。

一方、生活介護事業、就労継続支援（A型・B型）事業、放課後等デイサービス事業などでは「10～19人」が最も多くなっている。

療養介護事業は「50人以上」が最も多くなっている。（表7）

表7 事業の種類別にみた利用実人員階級別事業所数及び構成割合（詳細票）

平成29年10月1日現在

	9月中に 利用者がいた 事業所数	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人 以上
事業所数								
居宅介護事業	15 860	5 870	3 925	3 621	1 342	568	244	290
重度訪問介護事業	5 765	4 821	664	196	52	14	4	12
同行援護事業	5 121	3 914	774	255	76	33	22	45
行動援護事業	1 197	646	244	204	66	20	6	11
療養介護事業	176	2	3	8	7	14	15	125
生活介護事業	6 014	633	759	1 686	1 272	719	402	510
重度障害者等包括支援事業	7	3	4	-	-	-	-	-
計画相談支援事業	6 714	1 238	1 130	1 673	1 003	626	357	686
地域相談支援(地域移行支援)事業	327	291	22	7	1	1	2	3
地域相談支援(地域定着支援)事業	466	309	81	44	17	8	4	3
短期入所事業	3 875	1 311	895	857	384	196	88	143
共同生活援助事業	6 121	988	1 986	1 724	701	272	136	245
自立訓練(機能訓練)事業	109	52	20	22	10	2	2	1
自立訓練(生活訓練)事業	900	212	269	283	84	29	7	9
宿泊型自立訓練事業	207	5	36	129	28	8	-	1
就労移行支援事業	2 703	755	870	620	250	137	23	33
就労継続支援(A型)事業	2 982	163	448	1 064	806	317	85	89
就労継続支援(B型)事業	9 270	422	1 030	3 060	2 488	1 184	508	540
児童発達支援事業	4 074	989	710	889	487	295	225	476
放課後等デイサービス事業	8 957	449	850	2 843	2 447	1 243	520	596
保育所等訪問支援事業	519	284	115	82	23	10	3	2
障害児相談支援事業	3 451	1 307	739	693	326	157	71	158
構成割合(%)								
居宅介護事業	100.0	37.0	24.7	22.8	8.5	3.6	1.5	1.8
重度訪問介護事業	100.0	83.6	11.5	3.4	0.9	0.2	0.1	0.2
同行援護事業	100.0	76.4	15.1	5.0	1.5	0.6	0.4	0.9
行動援護事業	100.0	54.0	20.4	17.0	5.5	1.7	0.5	0.9
療養介護事業	100.0	1.1	1.7	4.5	4.0	8.0	8.5	71.0
生活介護事業	100.0	10.5	12.6	28.0	21.2	12.0	6.7	8.5
重度障害者等包括支援事業	100.0	42.9	57.1	-	-	-	-	-
計画相談支援事業	100.0	18.4	16.8	24.9	14.9	9.3	5.3	10.2
地域相談支援(地域移行支援)事業	100.0	89.0	6.7	2.1	0.3	0.3	0.6	0.9
地域相談支援(地域定着支援)事業	100.0	66.3	17.4	9.4	3.6	1.7	0.9	0.6
短期入所事業	100.0	33.8	23.1	22.1	9.9	5.1	2.3	3.7
共同生活援助事業	100.0	16.1	32.4	28.2	11.5	4.4	2.2	4.0
自立訓練(機能訓練)事業	100.0	47.7	18.3	20.2	9.2	1.8	1.8	0.9
自立訓練(生活訓練)事業	100.0	23.6	29.9	31.4	9.3	3.2	0.8	1.0
宿泊型自立訓練事業	100.0	2.4	17.4	62.3	13.5	3.9	-	0.5
就労移行支援事業	100.0	27.9	32.2	22.9	9.2	5.1	0.9	1.2
就労継続支援(A型)事業	100.0	5.5	15.0	35.7	27.0	10.6	2.9	3.0
就労継続支援(B型)事業	100.0	4.6	11.1	33.0	26.8	12.8	5.5	5.8
児童発達支援事業	100.0	24.3	17.4	21.8	12.0	7.2	5.5	11.7
放課後等デイサービス事業	100.0	5.0	9.5	31.7	27.3	13.9	5.8	6.7
保育所等訪問支援事業	100.0	54.7	22.2	15.8	4.4	1.9	0.6	0.4
障害児相談支援事業	100.0	37.9	21.4	20.1	9.4	4.5	2.1	4.6

注：利用実人員階級別事業所数は、9月中に利用者がいた事業所について集計している。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

9月中に利用者がいた事業所数には利用実人員不詳の事業所を含む。

(2) 利用状況

① 療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）サービスの利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援（B型）の258,357人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、療養介護サービスは24.4日、自立訓練（生活訓練）サービスは13.1日、就労移行支援サービスは11.7日となっている（表8）。

表8 療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援（A型・B型）・計画相談支援・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）サービスの利用状況（詳細票）

平成29年9月										
	療養介護サービス	生活介護サービス	自立訓練（機能訓練）サービス	自立訓練（生活訓練）サービス	就労移行支援サービス	就労継続支援（A型）サービス	就労継続支援（B型）サービス	計画相談支援サービス ¹⁾	地域相談支援（地域移行支援）サービス	地域相談支援（地域定着支援）サービス
利用実人員(人)	13 798	187 850	889	9 397	33 179	70 684	258 357	150 543	969	2 806
利用延人数(人)	336 895	1 900 517	5 762	122 835	389 179	804 633	2 874 868	…	…	…
利用者1人当たり利用日数(日)	24.4	10.1	6.5	13.1	11.7	11.4	11.1	.	.	.

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出した。
 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
 1) 計画相談支援サービスは、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。

② 居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護サービスの利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数をみると、居宅介護サービスを利用する障害者では「身体介護が中心」が17.1回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が9.7回となっている。

一方、重度訪問介護サービスを利用する障害者では27.4回となっており、そのうち「移動介護」が7.5回となっている。

また、行動援護サービスを利用する障害者では5.6回となっている。（表9）

表9 障害者・障害児別にみた居宅介護・同行援護・重度訪問介護・行動援護サービスの利用状況（詳細票）

平成29年9月												
		居宅介護サービス					同行援護サービス			重度訪問介護サービス		行動援護サービス
		身体介護が中心	通院介助が中心		通院等乗降介助が中心	家事援助が中心	身体介護を伴う	身体介護を伴わない	うち移動介護			
			身体介護を伴う	身体介護を伴わない								
障害者	利用実人員(人)	73 143	17 040	6 686	2 541	95 883	10 441	12 936	17 214	6 359	7 217	
	訪問回数合計(回)	1 251 958	58 880	17 215	19 585	931 092	70 725	73 280	471 904	47 866	40 425	
	利用者1人当たり訪問回数(回)	17.1	3.5	2.6	7.7	9.7	6.8	5.7	27.4	7.5	5.6	
障害児	利用実人員(人)	7 926	857	113	53	1 235	171	66	.	.	2 024	
	訪問回数合計(回)	87 639	2 348	319	312	12 332	1 139	370	.	.	9 794	
	利用者1人当たり訪問回数(回)	11.1	2.7	2.8	5.9	10.0	6.7	5.6	.	.	4.8	

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。
 居宅介護サービスの利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

③ 重度障害者等包括支援、共同生活援助、宿泊型自立訓練、短期入所サービスの利用状況

9月中の利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援サービスは29.5日、短期入所サービスは、障害者が5.8日、障害児が4.3日となっている（表10）。

表10 重度障害者等包括支援・共同生活援助・宿泊型自立訓練・短期入所サービスの利用状況（詳細票）

平成29年9月

	重度障害者等 包括支援 サービス	共同生活援助 サービス ¹⁾	宿泊型自立訓練 サービス ¹⁾	短期入所サービス	
				障害者	障害児
利用実人員(人)	28	93 090	3 064	43 457	7 406
利用日数合計(日)	826	・	・	254 134	32 050
利用者1人当たり 利用日数(日)	29.5	・	・	5.8	4.3

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出した。

1) 共同生活援助サービス及び宿泊型自立訓練サービスは、9月末日の利用実人員である。

④ 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援サービスの利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービスの226,611人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数をみると、児童発達支援サービスは5.7回、放課後等デイサービスは6.9回、保育所等訪問支援サービスは1.4回となっている（表11）。

表11 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援サービスの利用状況（詳細票）

平成29年9月

	児童発達支援サービス	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援サービス	障害児相談支援サービス ¹⁾
利用実人員(人)	91 309	226 611	3 532	47 300
利用延人数(人)	521 621	1 559 448	・	・
訪問回数合計(回)	・	・	4 878	・
利用者1人当たり 利用回数(回)	5.7	6.9	1.4	・

注： 9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出した。

1) 障害児相談支援サービスは、障害児支援利用援助(計画作成)又は継続障害児支援利用援助(モニタリング)を提供した人数である。

(3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で100,328人、生活介護事業で56,088人、就労継続支援（B型）事業で52,987人となっている（表12）。

表12 事業の種類別こみた職種別常勤換算従事者数（詳細票）

平成29年10月1日現在

(単位:人)

	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	100 328	50 739	5 474	1 680	2 707	35 130	532	4 065
重度訪問介護事業	37 877	18 372	2 345	618	926	12 481	701	1 044	1 392
同行援護事業	28 845	14 206	1 411	466	680	7 965	374	...	2 699	...	1 045
行動援護事業	5 732	2 824	222	92	118	1 712	62	532	171

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	18 070	355	827	8 706	5 008	3 174

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	56 088	4 988	516	4 418	517	39 687	5 963

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	17	7	10

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	14 047	3 373	9 133	1 541
地域相談支援(地域移行支援)事業	889	168	568	153
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 263	246	827	190

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 1)	32 561	393	2 350	26	378	19 427	153	4 892	2 318	291	296	4 355

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	その他
共同生活援助事業	41 428	4 248	22 639	12 647	1 894

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	607	76	101	74	193	8	155
自立訓練(生活訓練)事業	3 346	701	87	...	2 098	128	333
宿泊型自立訓練事業	1 116	172	32	...	668	...	244

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	12 623	2 145	3 022	3 599	3 247	610
就労継続支援(A型)事業	15 730	2 689	4 629	7 052	...	1 360
就労継続支援(B型)事業	52 987	8 048	16 867	19 827	...	8 246

	総数	児童発達支援管理責任者	指導員	保育士	その他
児童発達支援事業	23 808	3 749	10 151	6 649	3 258
放課後等デイサービス事業	45 827	8 438	26 355	6 590	4 444

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
保育所等訪問支援事業	1 105	347	647	111

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援事業	7 619	1 684	4 908	1 027

注：平成29年9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

障害者支援施設の居間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。

総 括 表

平成29年10月1日現在

施 設 の 種 類	基本票 1)		詳細票 2)			
	施設数	定員(人) 3)	施設数	定員(人) 3)	在所者数(人) 3)	従事者数(人) 4)
総 数	72 887	3 875 461	59 054	3 451 240	3 212 953	1 007 414
保護施設	291	19 495	228	19 175	18 752	6 293
救護施設	186	16 728	183	16 528	16 650	5 915
更生施設	21	1 497	21	1 497	1 411	278
医療保護施設 5)	59
授産施設	15	490	15	490	343	68
宿所提供施設	10	780	9	660	348	32
老人福祉施設	5 293	158 558	5 086	152 819	140 173	44 719
養護老人ホーム	959	64 084	931	62 040	55 678	16 646
養護老人ホーム(一般)	907	61 100	880	59 106	52 935	15 602
養護老人ホーム(盲)	52	2 984	51	2 934	2 743	1 044
軽費老人ホーム	2 302	94 474	2 198	90 779	84 495	21 281
軽費老人ホーム A 型	194	11 496	188	11 146	10 467	2 574
軽費老人ホーム B 型	14	618	13	568	379	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 023	81 132	1 931	77 923	72 579	18 267
都市型軽費老人ホーム	71	1 228	66	1 142	1 070	402
老人福祉センター	2 032	.	1 957	.	.	6 792
老人福祉センター(特 A 型)	242	.	233	.	.	949
老人福祉センター(A 型)	1 353	.	1 307	.	.	4 654
老人福祉センター(B 型)	437	.	417	.	.	1 189
障害者支援施設等	5 734	191 636	5 155	176 183	145 639	101 443
障害者支援施設 7)	2 549	139 040	2 358	129 558	144 238	91 138
地域活動支援センター 8)	3 038	50 687	2 665	44 897	...	10 043
福祉ホーム	147	1 909	132	1 728	1 401	262
身体障害者社会参加支援施設	314	360	307	360	...	2 796
身体障害者福祉センター	150	.	147	.	.	1 231
身体障害者福祉センター(A 型)	36	.	36	.	.	613
身体障害者福祉センター(B 型)	114	.	111	.	.	618
障害者更生センター 8)	5	360	5	360	...	74
補装具製作施設	16	.	16	.	.	190
盲導犬訓練施設	13	...	12	211
点字図書館	73	.	71	.	.	618
点字出版施設	10	.	10	.	.	118
聴覚障害者情報提供施設	47	.	46	.	.	354
婦人保護施設	46	1 220	46	1 220	358	370
児童福祉施設等	40 137	2 796 574	35 206	2 640 266	2 520 165	682 841
助産施設 5)	387	3 813
乳児院	138	3 934	132	3 744	2 851	4 921
母子生活支援施設 6)	227	4 938	215	4 509	8 100	1 994
保育所等	27 137	2 645 050	25 660	2 505 390	2 397 504	577 577
幼保連携型認定こども園	3 620	365 222	3 377	341 649	331 292	91 568
保育所型認定こども園	591	64 809	567	61 973	51 905	12 857
保育所	22 926	2 215 019	21 716	2 101 768	2 014 307	473 152
小規模保育事業所	3 401	55 731	2 984	48 937	47 402	23 999
小規模保育事業所A型	2 594	43 634	2 310	38 830	37 645	18 817
小規模保育事業所B型	697	11 027	584	9 229	8 885	4 558
小規模保育事業所C型	110	1 070	90	878	872	624
児童養護施設	608	32 387	590	31 414	25 636	17 883
障害児入所施設(福祉型)	263	9 801	242	8 893	6 774	5 736
障害児入所施設(医療型)	212	20 139	186	17 774	7 432	19 384
児童発達支援センター(福祉型)	528	16 759	490	15 524	27 460	8 286
児童発達支援センター(医療型)	99	3 277	92	3 027	2 468	1 382
児童心理治療施設	44	1 964	43	1 914	1 374	1 309
児童自立支援施設	58	3 719	57	3 649	1 264	1 838
児童家庭支援センター	114	.	114	.	.	390
児童館	4 541	.	4 401	.	.	18 142
小型児童館	2 680	.	2 583	.	.	9 596
児童センター	1 725	.	1 688	.	.	7 829
大型児童館A型	17	.	17	.	.	314
大型児童館B型	4	.	4	.	.	68
大型児童館C型	-	.	-	.	.	-
その他の児童館	115	.	109	.	.	336
児童遊園 5)	2 380
母子・父子福祉施設	56	...	55	206
母子・父子福祉センター	54	.	53	.	.	205
母子・父子休養ホーム	2	...	2	1
その他の社会福祉施設等	21 016	707 618	12 971	461 217	387 866	168 747
授産施設	66	2 059	65	2 029	1 662	360
宿所提供施設	366	12 360	324	10 888	9 070	849
盲人ホーム 8)	19	380	19	380	...	40
無料低額診療施設 5)	586
隣保館	1 071	.	1 019	.	.	2 485
へき地保健福祉館	32	.	22	.	.	7
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	13 525	518 507	11 522	447 920	377 134	165 006
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) 5)	5 351	174 312

注：1) 基本票は、都道府県・指定都市・中核市において把握している施設のうち、活動中の施設について集計している。

2) 詳細票は、詳細票が回収できた施設のうち、活動中の施設について集計している。

3) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設のみ計上している。

4) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。

5) 保護施設のうち医療保護施設、児童福祉施設等のうち助産施設及び児童遊園並びにその他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)については、詳細票調査を実施していない。

6) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者数は世帯人員であり、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。

7) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数122,025人、通所者数22,213人である。

8) 障害者支援施設等のうち地域活動支援センター、身体障害者社会参加支援施設のうち障害者更生センター及びその他の社会福祉施設等のうち盲人ホームについては、在所者数を調査していない。

参考表

第1表 施設の種類の別調査対象施設数

平成29年10月1日現在

	基本票		詳細票			基本票		詳細票	
	施設数 ¹⁾	集計 ²⁾ 施設数	回収 ³⁾ 施設数	集計 ⁴⁾ 施設数		施設数 ¹⁾	集計 ²⁾ 施設数	回収 ³⁾ 施設数	集計 ⁴⁾ 施設数
総 数	73 633	72 887	59 369	59 054					
保護施設	292	291	229	228	児童福祉施設等	40 668	40 137	35 382	35 206
救護施設	186	186	183	183	助産施設 5)	463	387
更生施設	21	21	21	21	乳児院	138	138	132	132
医療保護施設 5)	59	59	母子生活支援施設	234	227	216	215
授産施設	16	15	16	15	保育所等	27 301	27 137	25 732	25 660
宿所提供施設	10	10	9	9	幼保連携型認定こども園	3 624	3 620	3 380	3 377
老人福祉施設	5 331	5 293	5 112	5 086	保育所型認定こども園	593	591	569	567
養護老人ホーム	961	959	932	931	保育所	23 084	22 926	21 783	21 716
養護老人ホーム(一般)	909	907	881	880	小規模保育事業所	3 405	3 401	2 986	2 984
養護老人ホーム(盲)	52	52	51	51	小規模保育事業所A型	2 595	2 594	2 310	2 310
軽費老人ホーム	2 304	2 302	2 199	2 198	小規模保育事業所B型	700	697	586	584
軽費老人ホーム A 型	195	194	188	188	小規模保育事業所C型	110	110	90	90
軽費老人ホーム B 型	15	14	14	13	児童養護施設	608	608	590	590
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 023	2 023	1 931	1 931	障害児入所施設(福祉型)	263	263	242	242
都市型軽費老人ホーム	71	71	66	66	障害児入所施設(医療型)	212	212	186	186
老人福祉センター	2 066	2 032	1 981	1 957	児童発達支援センター(福祉型)	529	528	491	490
老人福祉センター(特 A 型)	246	242	236	233	児童発達支援センター(医療型)	100	99	93	92
老人福祉センター(A 型)	1 376	1 353	1 323	1 307	児童心理治療施設	44	44	43	43
老人福祉センター(B 型)	444	437	422	417	児童自立支援施設	58	58	57	57
障害者支援施設等	5 763	5 734	5 180	5 155	児童家庭支援センター	114	114	114	114
障害者支援施設	2 551	2 549	2 359	2 358	児童館	4 713	4 541	4 500	4 401
地域活動支援センター	3 065	3 038	2 689	2 665	小型児童館	2 831	2 680	2 669	2 583
福祉ホーム	147	147	132	132	児童センター	1 738	1 725	1 697	1 688
身体障害者社会参加支援施設	318	314	310	307	大型児童館A型	17	17	17	17
身体障害者福祉センター	152	150	149	147	大型児童館B型	4	4	4	4
身体障害者福祉センター(A 型)	36	36	36	36	大型児童館C型	-	-	-	-
身体障害者福祉センター(B 型)	116	114	113	111	その他の児童館	123	115	113	109
障害者更生センター	6	5	5	5	児童遊園 5)	2 486	2 380
補装具製作施設	17	16	17	16	母子・父子福祉施設	58	56	56	55
盲導犬訓練施設	13	13	12	12	母子・父子福祉センター	55	54	54	53
点字図書館	73	73	71	71	母子・父子休養ホーム	3	2	2	2
点字出版施設	10	10	10	10	その他の社会福祉施設等	21 156	21 016	13 053	12 971
聴覚障害者情報提供施設	47	47	46	46	授産施設	66	66	65	65
婦人保護施設	47	46	47	46	宿所提供施設	370	366	326	324
					盲人ホーム	22	19	22	19
					無料低額診療施設 5)	589	586
					隣保館	1 094	1 071	1 033	1 019
					へき地保健福祉館	45	32	31	22
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	13 614	13 525	11 576	11 522
					有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの) 5)	5 356	5 351

注:1) 施設数は、活動中又は休止中の施設数である。
 2) 基本票の集計施設数は、活動中の施設数である。
 3) 回収施設数は、詳細票の回収があった施設数である。
 4) 詳細票の集計施設数は、詳細票を回収した施設数のうち活動中の施設数である。
 5) 保護施設のうち医療保護施設、児童福祉施設等のうち助産施設及び児童遊園並びにその他の社会福祉施設等のうち無料低額診療施設及び有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)については、詳細票調査を実施していない。

第2表 施設の種類の別在在率 (詳細票)

平成29年10月1日現在

施設の種 類	施設数	定員(人) A	在所者数(人) B	在所率(%) B÷A×100
総 数	48 121	3 399 795	3 190 740	93.9
保護施設	228	19 175	18 752	97.8
救護施設	183	16 528	16 650	100.7
更生施設	21	1 497	1 411	94.3
授産施設	15	490	343	70.0
宿所提供施設	9	660	348	52.7
老人福祉施設	3 127	152 749	140 173	91.8
養護老人ホーム	931	62 040	55 678	89.7
養護老人ホーム(一般)	880	59 106	52 935	89.6
養護老人ホーム(盲)	51	2 934	2 743	93.5
軽費老人ホーム	2 196	90 709	84 495	93.1
軽費老人ホーム A 型	188	11 146	10 467	93.9
軽費老人ホーム B 型	13	568	379	66.7
軽費老人ホーム(ケアハウス)	1 929	77 853	72 579	93.2
都市型軽費老人ホーム	66	1 142	1 070	93.7
障害者支援施設等	2 477	130 846	123 426	94.3
障害者支援施設 1)	2 346	129 128	122 025	94.5
福祉ホーム	131	1 718	1 401	81.5
婦人保護施設	30	1 004	358	35.7
児童福祉施設等	30 412	2 636 554	2 520 165	95.6
乳児院	132	3 744	2 851	76.1
保育所等	25 619	2 502 676	2 397 504	95.8
幼保連携型認定こども園	3 365	341 314	331 292	97.1
保育所型認定こども園	566	61 953	51 905	83.8
保育所	21 688	2 099 409	2 014 307	95.9
小規模保育事業所	2 976	48 821	47 402	97.1
小規模保育事業所A型	2 303	38 731	37 645	97.2
小規模保育事業所B型	583	9 212	8 885	96.5
小規模保育事業所C型	90	878	872	99.3
児童養護施設	588	31 354	25 636	81.8
障害児入所施設(福祉型)	240	8 812	6 774	76.9
障害児入所施設(医療型)	176	17 048	7 432	43.6
児童発達支援センター(福祉型)	489	15 509	27 460	177.1
児童発達支援センター(医療型)	92	3 027	2 468	81.5
児童心理治療施設	43	1 914	1 374	71.8
児童自立支援施設	57	3 649	1 264	34.6
その他の社会福祉施設等	11 847	459 467	387 866	84.4
授産施設	65	2 029	1 662	81.9
宿所提供施設	316	10 807	9 070	83.9
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	11 466	446 631	377 134	84.4

注： 定員及び在所者数について調査を実施した施設のうち、在所者数不詳の施設を除いた数値を計上している。

1) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員及び在所者数は入所者分のみである。

用語の定義

1 施設

保護施設

(1) 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(2) 更生施設

身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う施設

(3) 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行う施設

(4) 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する施設

(5) 宿所提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して、住宅扶助を行う施設

老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム（一般、盲）

65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護する施設

(2) 軽費老人ホーム（A型、B型、ケアハウス、都市型）

無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する施設

軽費老人ホームA型：高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホームB型：身体機能等の低下等が認められる者（自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められる者を除く。）又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させる。

軽費老人ホーム（ケアハウス）：身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難な者を入所させる。

都市型軽費老人ホーム：都市部において、軽費老人ホームの設備や職員配置基準の特例を設け、主として、要介護度が低い低所得高齢者を対象とする小規模な施設

(3) 老人福祉センター（特A型、A型、B型）

A型は無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設

なお、特A型は保健関係部門を強化した施設で、B型は基本となるA型の機能を補完する施設

障害者支援施設等

(1) 障害者支援施設

障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設を含む。）

(2) 地域活動支援センター

障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設

(3) 福祉ホーム

現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設

身体障害者社会参加支援施設

(1) 身体障害者福祉センター（A型、B型）

無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのために必要な便宜を総合的に供与する施設

A型：身体障害者の福祉の増進を図る事業を総合的に行う。

B型：身体障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業を行う。

(2) 障害者更生センター

身体障害者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーション、その他休養のための便宜を供与する施設

(3) 補装具製作施設

無料又は低額な料金で、補装具の製作又は修理を行う施設

(4) 盲導犬訓練施設

無料又は低額な料金で、盲導犬の訓練を行うとともに、視覚障害のある身体障害者に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う施設

(5) 点字図書館

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸し出し等を行う施設

(6) 点字出版施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物を出版する施設

(7) 聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣、相談等を行う施設

婦人保護施設

要保護女子を入所させて保護する施設

児童福祉施設等

(1) 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせる施設

(2) 乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う施設

(3) 母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(4) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を持つ単一の施設として、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(5) 保育所型認定こども園

保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能や地域における子育て支援を行う機能を備える施設

(6) 保育所

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うことを目的とする施設

(7) 小規模保育事業所（A型、B型、C型）

保育を必要とする乳児・幼児であって満三歳未満のものについて、保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設において、保育を行う事業所

A型：保育所分園や小規模の保育所に近い類型の事業所

B型：A型とC型の中間の類型の事業所

C型：家庭的保育に近い類型の事業所

(8) 児童養護施設

乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う施設

(9) 障害児入所施設（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設

医療型：障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設

(10) 児童発達支援センター（福祉型、医療型）

福祉型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設

医療型：障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設

(11) 児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設

(12) 児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う施設

(13) 児童家庭支援センター

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言、指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整、援助を総合的に行う施設

(14) 児童館（小型児童館、児童センター、大型児童館（A型、B型、C型）及びその他の児童館）

屋内に集会室、遊戯室、図書室等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

小型児童館：小地域を対象

児童センター：児童の体力増進を図る機能を有する。

大型児童館：広域児童を対象

A型：都道府県内の児童館の指導及び連絡調整等の役割を果たす中枢的機能を有する。

B型：自然の中で宿泊し、野外活動が行える機能を有する。

C型：芸術、体育、科学等の総合的な活動ができる機能を有する。

(15) 児童遊園

屋外に広場、ブランコ等必要な設備を設け、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする施設

母子・父子福祉施設

(1) 母子・父子福祉センター

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与する施設

(2) 母子・父子休養ホーム

無料又は低額な料金で、母子家庭等に対して、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設

その他の社会福祉施設等

(1) 授産施設（社会福祉法）

労働力の比較的低い生活困難者に対し、施設を利用させることによって、就労の機会を与え、又は技能を修得させ、これらの者の保護と自立更生を図る施設

(2) 宿所提供施設（社会福祉法）

生計困難者のために無料又は低額な料金で貸し付ける簡易住宅、又は宿泊所その他の施設

(3) 盲人ホーム

あん摩師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有する視覚障害者であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行い、その自立更生を図る施設

(4) 無料低額診療施設

生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業を実施する施設

(5) 隣保館

無料又は低額な料金で施設を利用させ、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図る施設

(6) へき地保健福祉館

へき地において地域住民に対し、保健福祉に関する福祉相談、健康相談、講習会、集会、保育、授産など生活の各般の便宜を供与する施設

(7) 有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外／サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

有料老人ホーム：老人を入所させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜を供与する施設

サービス付き高齢者向け住宅：60歳以上の高齢者等を入居させ、状況把握サービス、生活相談サービス等の高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスを提供する賃貸住宅等

2 障害福祉サービス等

(1) 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する障害者につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

(3) 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行う。

(4) 行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

(5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。

(6) 生活介護

施設において入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の支援を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。

(7) 重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

(8) 計画相談支援

障害者の心身の状況、その置かれている環境、当該障害者等又は障害児の保護者の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該支給決定等に係るサービス等利用計画を作成すること等を行う。

(9) 地域相談支援（地域移行支援）

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う。

(10) 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身等で生活する障害者につき、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等を行う。

(11) 短期入所

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、入所の必要が生じた障害者等につき、障害者支援施設、児童福祉施設等に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

(12) 共同生活援助

共同生活を営むべき住居に入居している障害者につき、主として夜間において、相談その他の日常生活上の援助を行う。

(13) 自立訓練（機能訓練）

身体障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(14) 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(15) 宿泊型自立訓練

知的障害又は精神障害を有する障害者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

(16) 就労移行支援

就労を希望する65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

(17) 就労継続支援（A型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

(18) 就労継続支援（B型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

3 障害児通所支援等

(1) 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援事業所に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。(児童発達支援センターの利用に係るものを除く。)

(2) 放課後等デイサービス

学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。

(4) 障害児相談支援

障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行う。

4 常勤換算従事者数

兼務している常勤者(当該施設・事業所が定めた勤務時間数のすべてを勤務している者)及び非常勤者について、その職務に従事した1週間の勤務時間を当該施設・事業所の通常の1週間の勤務時間で除し小数点以下第2位を四捨五入した数と、常勤者の専従職員数の合計をいう。